

6. 地方整備局工事技術検査要領

平成18年6月1日改正
国近整技官第25号
国近整技師第48号

地方整備局工事技術検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方整備局の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において地方整備局長（以下「局長」という。）及び事務所の長（以下「事務所長」という。）が必要と認めたときは、技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第3 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、技術・評価課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、局長が命ずる者。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずる者。

(技術検査の方法)

第4 第3の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たつて必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査官は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命)

第5 技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式の技術検査復命書により、第3第一号に該当する者にあつては局長に、第3第二号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。局長または事務所長は、復命書のうち必要な事項について、別に定めるところにより、請負者に通知するものとする。

(工事成績の評定)

第6 技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施行状況等を把握する者(以下、「技術評価官」という。)は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価官は、総括的な技術評価を行うもの(以下、「総括技術評価官」という。)及びその他評価を行うもの(以下、「主任技術評価官」という。)とする。

3 技術評価官は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自らこれにあたるものとし、主任技術評価官は、当該工事を所掌する地方整備局の事務所の出張所の長(以下「出張所長」という。)又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、局長が命ずる者とする。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自ら、もしくはその他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所長が命ずる者とし、主任技術評価官は、出張所長、又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、所長が命ずる者とする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。